

**【参考訳】**

2026 年 10 月 26 日

国際会計基準審議会（IASB） 議長
サム・ウッズ 殿**持分法プロジェクトに関する我々の見解の追加のフォローアップ****はじめに**

1. 国際会計基準審議会（IASB）の議長に就任されたことをお祝い申し上げます。企業会計基準委員会（以下「我々」という。）は、世界中の財務報告を改善するために協力できることを期待している。
2. この書簡は、[2025 年 11 月 7 日](#)及び [2026 年 6 月 23 日](#)付の、前 IASB 議長であるアンドレアス・バーコウ氏宛ての我々の書簡に続くものである。

会計方針の選択

3. 我々は、持分法に関する 2026 年 5 月の IASB のボード会議における暫定的な決定、具体的には「事業の移転に係る利得又は損失は例外として全額が認識されるが、関連会社とのすべての取引から生じた利得又は損失を全額認識するのか、又は認識を制限するのかのいずれかを選択することを認める会計方針の選択を導入する」¹ことを評価している。
4. 我々は、IASB が、2024 年に発行された公開草案（ED/2024/7）「持分法会計－IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」（以下「2024 年 ED」という。）における提案に関して重大な懸念を表明した法域の意見を聴取するために時間と努力を払ったことに感謝している。
5. 2024 年 ED は、持分法プロジェクトの範囲に持分法が一行連結であるか、又は測定方法であるかを含まないと述べていた。しかし、未実現損益の消去は一行連結

¹[IASB Update 2026 年 5 月](#)

の観点からは持分法の根本的な側面であり、未実現損益の消去を禁止することは、実質的に持分法が一行連結ではないと決定することになり得た。我々は、IASB が 2026 年 5 月のボード会議で下した暫定的な決定は、プロジェクトの当初の範囲と一致しているため、理にかなっていると考えている。

選択した会計方針に基づく異なる開示

6. 会計方針の選択を導入することに加えて、IASB は、選択された会計方針に基づいて要求される異なる開示を要求することを暫定的に決定した。次の表は、我々の理解を要約したものである。

項目	全部認識	制限された認識
1	会計方針の選択	会計方針の選択
2	「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失 (2024 年 ED 提案)	「ダウンストリーム」及び「アップストリーム」取引の両方から生じた利得又は損失
3	該当なし	制限された利得又は損失の期首残高と期末残高の調整（次の項目を含む） a. 制限された利得又は損失の期首残高 b. 期首残高に含まれていた制限された利得又は損失のうち純損益に認識した金額 c. 当期に制限された利得及び損失の金額（当期に純損益に認識した金額と区分して開示） d. 制限された利得又は損失の期末残高
4	該当なし	当期末現在の制限された利得又は損失の金額及びそれが財政状態計算書のどこに含まれているか
5	該当なし	制限された利得又は損失が認識された包括利益計算書上の科目

7. まず、企業が制限された認識アプローチの適用を選択する場合に要求される会計処理は、現在、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の下で要求されているものであることを指摘する。しかしながら、既存の要求事項は項目

2 から 5 の開示を要求しておらず、したがって、これらの追加的な開示を提供することは、制限された認識アプローチの適用を選択する企業にとって追加的なコストとなる。

8. 我々は、企業が制限された認識アプローチの適用を選択する場合に異なる開示を要求する目的は、財務諸表の利用者が、企業が全部認識アプローチの適用を選択する場合に報告されたであろう金額を大まかに見積ることができるようにすることであると考えている。我々は、異なる開示を要求する目的が、制限された認識アプローチの仕組みに関する過度の詳細を提供することであるとは考えていない。IASB は 2024 年 ED で提案されたものと整合する形で、企業が全部認識アプローチの適用を選択する場合の開示を限定することを暫定的に決定しており、我々は企業が全部認識アプローチの適用を選択する場合の負担と制限された認識アプローチの適用を選択する場合の負担を可能な限り均等化することが重要であると考えている。
9. 我々は、企業が制限された認識アプローチの適用を選択する場合の制限された利得又は損失の期首残高及び期末残高に関連する開示(項目 3a 及び項目 3d)が、異なる開示を要求する目的を満たす上で十分であると考えている。項目 3b 及び項目 3c を開示することは相当程度の追加の作業を必要とし、これらの項目を集約した影響は、項目 3a 及び項目 3d の差によって計算することができる。したがって、我々は、制限された利得又は損失の期首残高と期末残高の調整表は不要と考えている。
10. また、我々は、項目 4 及び項目 5 も不要と考えている。これまでの IASB の暫定的な決定に基づけば、利得又は損失が制限された場合に影響を受ける項目に関連する開示は企業が全部認識アプローチの適用を選択した場合には要求されない。したがって、企業が全部認識アプローチの適用を選択する場合の負担と制限された認識アプローチの適用を選択する場合の負担を均等化する観点から、企業が制限された認識アプローチの適用を選択する場合において項目 4 及び項目 5 は要求すべきではない。
11. 別の論点として、我々は、次の場合に限り関連会社との取引から生じる利得又は損失の開示を免除するという IASB の暫定的な決定を全面的に支持している。すなわち、(i)開示される情報が個々の関連会社に帰属する可能性があり、かつ(ii)当該取引が投資者の通常の活動の一部である場合である。この文脈において、我々は、この免除が適用される場合、どのように調整表を提供することができるか疑問を持っている。我々は、IASB が本書簡の第 9 項の我々の提案を採用した場合、この問題が解決されることを指摘する。

最後に

12. 上記の議論に基づき、我々は、現在の要求事項と比較した場合、全部認識アプローチの適用を選択する企業がより少ないコストを負担することとなる一方で、制限された認識アプローチの適用を選択する他の企業は、著しく多額のコストを負担することとなることを懸念している。この結果、我々は、暫定的に決定された開示を伴う会計方針の選択は、全部認識アプローチの適用を選択する非常に強力なインセンティブを提供すると考えている。我々は、IASB に対し、いずれのアプローチの適用を選択しても負担が可能な限り均等になるように開示を再検討することを奨励する。
13. 我々は、本書簡が IASB の議論に貢献することを期待している。IASB において検討いただけると大変ありがたい。追加の情報が必要な場合には、ご連絡いただきたい。

川西 安喜
企業会計基準委員会 委員長

CC: IASB 副議長 リンダ・メゾン＝ハッター殿